

### 第4回団体交渉

#### 経営側より回答書提出

2017年4月13日(木)9時、本社101号室において第4回団体交渉が行われました。経営側からは林取締役、山岡取締役、仲取締役、徳山課長、深澤次長が出席し、執行部は菊池執行委員長をはじめ、6名全員が出席しました。

経営側から2017春闘要求に対する回答書が手渡されました。

1. 2017年賃金要求について  
2013年10月30日付けで貴労組と『頑張った者が報われる』という賃金体系を作り、「未収金手数料5%の撤廃」を含む「賃金改定」と「賞与改定」を行いました。

①能率給の「足切り」を減額し救済する事は、改定した『頑張った者』が報われるという基本趣旨に反し、元の給料体系に戻る考えです。また、残業時の腰高を減額することは、現状で年間の原資を確保できません。導入するならば、給料体系全般の見直しが必要となります。

②嘱託乗務員の基本給改定については、法の制定に従い対応いたします。

③賞与部門の要求については、一昨年春闘で『頑張った者』への特別配分の増額と新たなランクを設け、要求に応えています。

※以上の回答の上、『頑張った者が報われる』賃金に向け、貴労組より別途要求のあった賃金検討委員会を直ちに設置し、労使で賃金の改善に向け継続して検討を行うものとなります。

2. 労働補償の要求について

①定額運賃は、それぞれの地区間で定められた認可運賃です。許可された正しい運賃で賃金計算いたします。現行通りでお願いします。

②空転補償は新規の顧客を増やしていく中で、操作の誤りや機器の不具合なのかを判別することは不可能で、その空転すべてについて補償することは困難です。また迎車及び予約の場合、空転指示時間に差異が出るため一律に補償は出来ません。空転補償については、現状通りでお願いします。

③修理、新車代替時、車検時の手当は継続審議として検討します。  
3. 高速道路帰路料金の会社負担の要求について  
①首都高速の帰路会社負担は、営業圏内まで負担しています。現行通りでお願いします。  
②外郭環状線の帰路会社負担は必要箇所について既に会社負担となっております。現行通りでお願いします。  
③圏央道の帰路会社負担についても、現状困難であります。



「東洋交通で働く者すべてが、魅力ある・幸せを感じる職場環境で安心して働ける企業として常に成長を続けていくための費用負担は年々増加している。白タク阻止の為、「安全・安心な運行の確保」を行い、利用者増加を図る為、初乗り距離短縮運賃を導入し、更に今後様々な活性化策を打ち出していく。このように業界を取り巻く状況下で「選ばれるタクシー」として生き残っていくには、品質の向上が必須事項で、労使が手を組み進めていかなければならない。貴労組の要求に対し、最大限の誠意をもって回答するのでご理解、ご協力をお願いします」と冒頭の挨拶がありました。ご理解、ご協力をお願いします」と冒頭の挨拶がありました。

4. スタッドレスタイヤの4輪装着の要求について  
降雪時は、希望者に4輪装着できるように準備してあります。しかし、全車シーズン4輪装着は、ランニングコストの問題と消防法の規制下保管場所の問題が残ります。引き続き冬季の安全対策として検討を続けて参ります。



5. その他  
本年度に確保された利益に対する最大限の回答として、10,900,000円を解決一時金として東洋労組に支払うこととします。

経営側の回答について菊池執行委員長は、「解決一時金は、昨年より増額して頂き感謝しています。しかし、要求項目については今後も要求をしていきます。昨年、業務支援を行っているJTXと東洋交通の賃金協定がうまく連携できていないことで賃金の間違いが起きました。早急に改善をすると同時に、賃金検討委員会で適正な賃金の見直しを行わなければなりません。引き続き話し合いを重ねていきたいと思えます。また、新メーター導入後の機器の不具合で乗務員にはかなりのストレスをかけています。それについては早急の改善を要求します」と述べました。

今回の回答書について執行部は、『賃金検討委員会』を設けることが明記されたことや、一時金の上乗せがあったことを評価し、4月23日に中央委員を招集し、第2回中央委員会において妥結・調印するかの審議を行うことを決定しました。

# 第2回 中央委員会

2017年4月23日(日)9時、本社201会議室において第2回中央委員会が開催されました。

議長には鈴木正徳氏、書記には藤田涉三氏が任命され、出席15名・欠席1名・遅刻1名・委任状2通、定数17名の三分の二以上の出席で中央委員会が成立していることが宣言されました。

## 菊池執行委員長の挨拶

最近、次々と先進国がウーバーを排除する流れとなつている中、日本ではまだその勢いが収まっていません。更に、業界紙では自民党の個人タクシーを応援している議員連盟の議員が、ウーバーに対抗する為「新しい血を入れ個人を増やす」「若者を増やすには二種免許の条件の見直しが必要」「長距離は個人、短距離は法人」という発言をするなど、未だに我々の業界が脅かされています。

先日、連合の仕事でオーストラリア出張してきましたが、タクシーは全部が個人、利用者の多くはウーバーを主要とし、タクシー運転手がウーバーに乗務員登録をするほどタクシー業界は厳しい状況でした。実際にタクシーを利用しましたが、料金は東京のタクシーの2倍ほど、ドアサービス・ラゲッジサービスは一切なく愛想もない。これならウーバーに付けるスキを与えていると感じました。それと同時に日本のタクシーは世界一だと思えました。

日本でライドシェアに対抗するには『安全と品質』です。今後も更なる運動を強化



していくのでご協力をお願いします。今回の春闘要求についてはゼロ回答となり不満は残りますが、賃金検討委員会を設け、今後適正な賃金の見直しをすると正式に回答があったことや、労働組合への「解決金」方式と金額を評価し、今回の中央委員会でも妥結・調印、解決金の配分について提案します。活発な意見をお願いします。

## 2017春闘妥結・調印を承認 解決金の配分方法を審議

福島書記長より団体交渉の経過報告があり、満場一致で妥結・調印は承認されました。

組合員への配分については、2015年からライドシェアに対抗する為の重要課題である公共交通機関としての安全と品質と営業努力を評価基準として取り入れました。

執行部は中央委員会に、今年も配分方法に基準を設けることを提案します。

## 執行部からの配分案

解決金は、支給日(5月19日以降)に組合に在籍する本採用・嘱託・定時制の組合員に以下のように半分を行います。

1. 本採用及び嘱託の組合員に対して「一人20,000円」を配分します。
- ①懲戒処分で出勤停止処分を受けた組合員は「配分はゼロ」とします。
- ②懲戒処分で譴責処分を受けた組合員は「一人10,000円」を配分します。
- ③無事故・無違反・無苦情で営収700万円以上の組合員は20,000円をプラスし「一人40,000円」を配分します。

2. 定時制組合員に対して「一人10,000円」を配分します。

- ①懲戒処分で出勤停止処分を受けた組合員は「配分はゼロ」とします。
- ②懲戒処分で譴責処分を受けた組合員は「一人5,000円」を配分します。
- ③無事故・無違反・無苦情で営収700万円以上の組合員は10,000円をプラスし「一人20,000円」を配分します。

3. 出勤停止処分者以外のモニタリング満点者には、1件につき5,000円を給付します。

4. 残余については一般会計に繰り入れられます。

## 質疑応答

●モニタリングを追加した理由を知りたい(執行部) 会社の条件では賞与のポイントとして評価をしています。組合としては売上を上げていくことも品質は評価したいと考えています。

●出勤停止処分の組合員には「配分はゼロ」となっていますが、事故多発や免停などの出勤停止には配分しただけですか(執行部) 事故多発や免停を重すぎる処分とは考えていません。何度も繰り返した者が出勤停止になっていきます。反省が無いと



いうことです。乗務しないという事は、会社にも損失を与えているということを忘れてはいけません。

「組合費を収めているのに配分がないのはおかしい」と話が出ますが、お金の話をするなら、事故や違反をした組合員には共済組合からの給付が出ています。免停でデイスパッチャーの仕事があれば、1日2,000円組合からの給付があります。そのことを踏まえて審議をお願いします。

●事故多発の処分は小さい傷でも半年に3回で出勤停止になります。事故の程度で判断したらどうか(執行部) 「小さい事故」というのをどこで判断するのですか? 同じ位の傷でも場所によって修理代は異なります。それを事故が多いこの会社で1年分全部調べることは困難です。

●売上を上げていくことも品質を評価するのであれば、700万円に届かない組合員でも、無事故・無違反・無苦情は上乘せをして欲しい。(執行部) 良い意見だと思います。基準を設けないと上乘せすることが困難です。人数によって上乘せできる金額も変わります。中央委員で審議して下さい。



## 品質を評価 プラス配分の条件を追加決定

中央委員からたくさん意見が出ましたが、採決で執行部の配分案に追加して「営収600万円以上で無事故・無違反・無苦情の乗務員にもプラス配分する」ということが決定しました。プラス配分の金額については、精査し人数が確定してからとなるので執行部に一任することとなりました。